

呉市陸上競技場整備事業

実施要領

令和 7 年 9 月 26 日

呉市

目 次

第1 用語の定義	1
第2 実施要領の位置づけ	2
第3 事業の概要	3
1 事業の内容に関する事項	3
2 遵守すべき法令等	4
第4 応募参加要件等	5
1 応募者の構成等	5
2 公募参加要件等の確認	7
第5 事業者の募集・選定手順	9
1 事業者の募集・選定スケジュール	9
2 事業者の募集・選定手続き等	9
3 応募に関する留意事項	11
第6 審査及び事業者の選定に関する事項	13
1 選定委員会の設置	13
2 審査の方法	13
3 結果の公表	13
4 次点交渉権者との協議	13
5 公募の中止等	13
第7 契約に関する事項	14
1 契約締結	14
2 契約に係る費用の負担	14
3 契約保証金	14
第8 その他の留意事項	15
1 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置	15
2 事業の継続が困難となった場合における措置	15
3 情報公開及び情報提供	15
4 提案に伴う費用負担	15
5 提示資料の取扱い	15
6 事務局	15

第 1 用語の定義

No	用 語	定 義
1	設計・施工一括発注方式 (DB方式)	公共の資金調達により，施設の設計・施工を民間事業者に一括して発注する方式をいう。
2	本施設	呉市陸上競技場における建築物，構内道路等の外構の全てを総称していう。
3	本事業	本市が実施する呉市陸上競技場整備事業をいう。
4	事業者	本事業を実施する民間事業者を総称して又は個別にいう。
5	本市	呉市をいう。
6	優先交渉権者	応募者の中から本事業を実施する者として選定された事業者であり，契約成立後，本事業を実施する者をいう。
7	構成員	本事業に応募するコンソーシアムの構成企業をいう。
8	事業契約	本事業に係る契約をいう。
10	実施要領	公募時に公表する「呉市陸上競技場整備事業実施要領」をいう。
11	要求水準書	公募時に公表する「呉市陸上競技場整備事業要求水準書」をいう。
12	事業者選定基準	公募時に公表する「呉市陸上競技場整備事業事業者選定基準」をいう。
13	様式集	公募時に公表する「呉市陸上競技場整備事業様式集」をいう。
14	事業契約書（案）	公募時に公表する「呉市陸上競技場整備業務事業契約書（案）」をいう。
15	実施要領等	本市が本事業の実施に際して公募時に公表する実施要領，要求水準書，事業者選定基準書，様式集，事業契約書（案）その他これらに付属及び関連する書類を総称して又は個別にいう。
16	応募者	本事業の公募に参加する応募グループを総称して又は個別にいう。
17	代表企業	応募者の代表を務める者をいう。
18	不可抗力	暴風，豪雨，洪水，高潮，地滑り，落盤，地震その他の自然災害及び騒乱，暴動その他の人為的な現象のうち，通常予見可能な範囲外のものであって，本市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

第２ 実施要領の位置づけ

「呉市陸上競技場整備事業 実施要領」（以下「実施要領」という。）は，呉市（以下「本市」という。）が実施する「呉市陸上競技場整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより選定するために定めるものである。

また，以下に示す資料は，実施要領と一体のもの（以下「実施要領等」という。）である。

なお，実施要領に関する質問・意見に対する回答は実施要領の追加，修正及び解釈に関する補足とする。

○別添資料

- 別添資料１ 要求水準書
- 別添資料２ 事業者選定基準
- 別添資料３ 様式集
- 別添資料４ 事業契約書（案）

第3 事業の概要

1 事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

呉市陸上競技場整備事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

陸上競技場

(3) 公共施設等の管理者の名称

呉市長 新原 芳明

(4) 事業目的

本市の拠点スポーツ施設としての役割を担ってきた呉市総合スポーツセンターの陸上競技場を入船山公園多目的広場に移転・再配置するに当たり、設計・施工を一括発注し、整備することを目的とする。

(5) 事業期間

契約締結日から令和11年（2029年）2月末日まで

(6) 事業方式

本事業は、設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。

(7) 業務範囲

本事業の業務範囲は次のとおりとする。業務内容の詳細については、要求水準書で提示する。

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務（土木・建築）
- ウ 既存施設の解体撤去等工事業務
- エ 土木工事業務
- オ 建築工事業務
- カ 上水道管の移設業務（土木）
- キ 什器・備品等の設置支援業務
- ク 中間・竣工検査及び引渡し業務
- ケ 工事監理業務（土木・建築）
- コ 各種許認可申請等の手続業務
- サ 陸上競技場の公認取得申請支援業務
- シ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(8) 契約の形態

本事業について事業者には各業務を一括で委託する事業契約（以下「契約」という。）を締結する。

(9) 整備施設等の概要

ア 事業対象地（入船山公園多目的広場）の敷地概要

所在地	広島県呉市幸町地内
敷地面積	事業対象地約62,400㎡
都市計画区域	広島圏都市計画区域
区域区分	市街化区域
用途地域	準工業地域
地目	宅地
地区計画	指定なし
高さ制限	指定なし
用途制限	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%

イ 整備施設の概要

仕様	トラック（全天候舗装）：400m×8レーン ＜日本陸上競技連盟第3種公認＞ フィールド（天然芝）：105m×68m サブトラック：100m（直走路）
主要設備	観客席：約1,000席，芝スタンド
附属施設	ウォーミングアップスペース，多目的グラウンド，事務室，写真判定室，会議室，放送室，医務室，更衣室，シャワー室，夜間照明，器具庫，トイレ，緑地 等
駐車場台数	約400台（大型バス駐車場含む。）

2 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たり，遵守すべき法令，基準等（以下「関係法令等」という。）は要求水準書に示すとおりであり，いずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。また，要求水準書に示されていない関係法令等であっても，本事業の実施に当たり必要とされる関係法令等について遵守すること。

なお，関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は，事業者がその手続きを実施すること。

第4 応募参加要件等

1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

- ア 本事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、設計（土木・建築）を行う企業（以下「設計企業」という。）、土木工事（上水道管の移設業務を含む）を行う企業（以下「土木企業」という。）、建築工事を行う企業（以下「建築企業」という。）、及び工事監理（土木・建築）を行う企業（以下「工事監理企業」という。）で構成するグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- イ 応募者は、参加表明時に、前項アに示す4つの企業のうち、いずれの立場であるかを明らかにすること。また、コンソーシアムの構成企業（以下「構成員」という。）の中から代表企業を定め、代表企業が応募手続きを行うこと。
- ウ 構成員のうち同一の者が第3の1の(7)に示す複数の業務を兼ねることができる。ただし、土木工事業務及び建築工事業務と工事監理業務を同一の者が実施することはできない。
- エ 構成員のうち複数の者が第3の1の(7)に示す一つの業務を分担することができる。ただし、土木工事業務及び建築工事業務と工事監理業務を同一の者が実施することはできない。
- オ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員として参加できない。
- カ 応募者の構成員と資本金面若しくは人事面において一定の関連のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）は、他の応募者の構成員になることはできない。
- ※「資本金面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(2) 応募者の要件

応募者の構成員は、いずれも次の要件を満たすこと。

- ア 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- イ 参加表明書及び参加要件等の確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）の募集開始までに令和7・8年度呉市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ウ 参加表明書等の募集開始から優先交渉権者の選定の日までの間に本市の指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 「会社法」（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- カ 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- キ 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税及び呉市税を滞納していない者であること。
- ク 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3項に規定する暴力団等である者又はその統制下にある者でないこと。法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体として規制を受けていないこと。
- ケ 本事業においてアドバイザー業務に関与した株式会社長大、はぜのき法律事務所並び

にこれらの企業と資本面又は人事面で関係のある者が参加していないこと。

- コ 第6の1に示す呉市陸上競技場整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面で関係のある者でないこと。
- サ 参加表明書等の提出期限から優先交渉権者の選定の日までの間に、「建設業法」（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分（本事業に参加し、又は本事業の事業者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- シ その他、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

（3）担当業務別の参加要件

第4の1の(1)アに示す4つの企業は、それぞれ次の要件を満たすこととする。

ア 設計企業

設計業務（土木・建築）を実施する者は、次の(ア)から(エ)までの要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (イ) 次に掲げる要件を全て満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。
 - ・一級建築士の資格を有する者
 - ・直接的かつ連続して恒常的な（3か月以上）の雇用関係にある者を有する者
 - ・なお、同一業務における管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
- (ウ) 令和7・8年度呉市入札参加有資格者名簿測量及び建設コンサルタント等業務入札参加有資格者名簿に土木関係建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）及び建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）に登録されていること。
- (エ) 2000年度（平成12年度）以降に完了した、施工面積が10,000㎡以上のスポーツ施設（陸上競技場（主として陸上競技を行うためにつくられた施設で、1周が400m以上のトラックを有するもの。）、野球場・ソフトボール場（固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの。）、球技場（サッカー・ラグビーに類する球技専用のもの。）、多目的運動場（必要に応じて各種スポーツが行えるもの（学校の運動場含む。）。））及び公園のいずれかの基本（予備・概略）設計又は実施（詳細）設計業務の履行実績を有していること。

イ 土木企業

土木工事業務（上水道管の移設業務を含む。）を実施する者は、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。土木工事業務を実施する者が複数である場合は、全ての者が(ア)から(ウ)の要件を満たし、そのうち、陸上競技場の整備を行う者は(エ)の要件を、上水道管の移設業務を行う者は、(ウ)の要件を満たす者を含むこと。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 本令和7・8年度呉市建設工事入札参加有資格者名簿に土木一式工事の等級格付がAで登録されていること。
- (ウ) 次に掲げる要件を全て満たす者を監理技術者として配置できること。
 - ・建設業法に規定する土木一式工事の監理技術者の資格を有する者
 - ・直接的かつ連続して恒常的な（3か月以上）の雇用関係にある者を有する者
- (エ) 2000年度（平成12年度）以降に完了した、施工面積が10,000㎡以上のスポーツ施設（陸上競技場（主として陸上競技を行うためにつくられた施設で、1周が400m以上のトラックを有するもの。）、野球場・ソフトボール場（固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの。）、球技場（サッカー・ラグビーに類する球技専

用のもの。)), 多目的運動場 (必要に応じて各種スポーツが行えるもの (学校の運動場含む。))), 及び公園のいずれかの土木工事の履行実績を有していること。

- (オ) 上水道管布設施工時において、次に掲げる要件を満たす者を常駐で配置できること。
- ・直接的な雇用関係を有する配水管技能者 (大口径)

ウ 建築企業

建築工事業務を実施する者は、次の(ア)から(エ)までの要件を満たすこと。建築工事業務を実施する者が複数である場合は、全ての者が(ア)から(ウ)の要件を満たし、そのうち一者は、(エ)の要件を満たす者を含むこと。

- (ア) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 15 条の規定に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 令和 7・8 年度呉市建設工事入札参加有資格者名簿に建築一式工事の等級格付が A で登録されていること。
- (ウ) 次に掲げる要件を全て満たす者を監理技術者として配置できること。
- ・建設業法に規定する建築工事一式の監理技術者の資格を有する者
 - ・直接的かつ連続して恒常的な (3 か月以上) の雇用関係にある者を有する者
- (エ) 2000 年度 (平成 12 年度) 以降に完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄筋造で延べ面積が 1,000 m²以上の建築工事の履行実績を有していること。

エ 工事監理企業

工事監理業務 (土木・建設) を実施する者は、次の(ア)から(エ)までの要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (イ) 次に掲げる要件を全て満たす者を管理技術者として配置できること。
- ・一級建築士の資格を有する者
 - ・直接的かつ恒常的 (3 か月以上) な雇用関係にある者を有する者
- (ウ) 令和 7・8 年度呉市入札参加有資格者名簿測量及び建設コンサルタント等業務入札参加有資格者名簿に土木関係建設コンサルタント業務 (都市計画及び地方計画) 及び建築関係建設コンサルタント業務 (建築一般) に登録されていること。
- (エ) 2000 年度 (平成 12 年度) 以降に完了した、施工面積が 10,000 m²以上のスポーツ施設 (陸上競技場 (主として陸上競技を行うためにつくられた施設で、1 周が 400m 以上のトラックを有するもの。)), 野球場・ソフトボール場 (固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの。)), 球技場 (サッカー・ラグビーに類する球技専用のもの。)), 多目的運動場 (必要に応じて各種スポーツが行えるもの (学校の運動場含む。))) 及び公園のいずれかの基本 (予備・概略) 設計又は実施 (詳細) 設計業務の履行実績を有していること。

2 公募参加要件等の確認

(1) 参加要件等の確認基準日

参加要件等確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。

(2) 参加要件等の失効等

- ア 参加要件等確認基準日から提案書の提出締切日までの間に、応募者の構成員のいずれかが、参加要件等を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は本事業公募に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が参加要件等を欠くに至った場合は、当該応募者が、

参加要件等を欠いた構成員に代わって、参加要件等を満たす構成員を補充し、本市が参加要件等を確認し、これを認めた場合には本事業の公募に参加できることとする。

- イ 提案書の提出締切日から優先交渉権者を選定する選定委員会を開催の日までの間に、応募者の構成員のいずれかが参加要件等を欠くような事態が生じた場合には、本市は当該応募者を事業者選定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が参加要件等を欠くに至った場合は、当該応募者が、参加要件等を欠いた構成員に代わって、参加要件等を満たす構成員を補充し、本市が参加要件等を確認し、契約締結後の事業実施に支障を来たさないと認める場合は、当該応募者の参加要件等を引き続き有効なものとして取り扱うことができることとする。

なお、補充する構成員の参加要件等確認基準日は、従前の構成員が参加要件等を欠いた日とする。

第5 事業者の募集・選定手順

1 事業者の募集・選定スケジュール

募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

時 期	内 容
令和7年9月26日（金）	実施要領等の公表
令和7年9月26日（金） ～10月17日（金）	実施要領等に関する質問受付け（1）
令和7年11月6日（木）	実施要領等に関する質問への回答（1）
令和7年11月7日（金） ～11月14日（金）	参加表明書等の受付け
令和7年11月26日（水）	参加要件等確認結果通知
令和7年11月26日（水） ～12月3日（水）	実施要領等に関する質問受付け（2）
令和7年12月22日（月）	実施要領等に関する質問への回答（2）
令和8年1月13日（火） ～1月19日（月）	事業者提案（提案書）の受付け
令和8年2月中旬	事業者によるプレゼンテーション
令和8年2月中旬	優先交渉権者の選定・公表
令和8年2月後半	仮契約の締結
令和8年3月以降	契約締結について呉市議会の審議（議決された場合、本契約に移行）

2 事業者の募集・選定手続き等

（1）募集・選定手続き等

ア 実施要領等の公表

本事業の実施要領等を本市ホームページにて公表する。

イ 実施要領等に関する質問受付け

実施要領等の内容に関する質問を次の(ア)から(ウ)のとおり受け付ける。

（ア）受付期間

- ・令和7年9月26日（金）午前8時30分から令和7年10月17日（金）午後5時15分まで（必着）

※2回目は令和7年11月26日（水）から令和7年12月3日（水）午後5時15分まで（必着）

（イ）提出方法

- ・質問の内容を簡潔にまとめ、様式1「実施要領等に関する質問書」に記入の上、電子メールにて提出すること。
- ・電子メールの件名は「実施要領等に関する質問」とすること。
- ・提出するファイル形式は、Microsoft Excel とすること。

(ウ) 提出先

- ・「第 8 の 6」の事務局

ウ 実施要領等に関する質問への回答

実施要領等に関する質問への回答は、原則令和 7 年 11 月 6 日（木）までに、本市ホームページにて公表する。

※2 回目は原則令和 7 年 12 月 22 日（月）までに、本市ホームページにて公表する。

エ 参加表明書等の提出

応募者は、次の(ア)から(ウ)のとおり参加表明書等を提出すること。

(ア) 提出期間

- ・令和 7 年 11 月 7 日（金）午前 8 時 30 分から令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）

(イ) 提出方法

- ・持参

(ウ) 提出先

- ・「第 8 の 6」の事務局

オ 参加要件等確認結果通知

参加要件等の確認結果は、代表企業に通知する。

なお、参加表明書及び参加要件等の確認に必要な書類を提出期限までに提出しなかった応募者又は参加要件等を有しないと認められた応募者は、この公募に参加することができない。

(ア) 通知

- ・令和 7 年 11 月 26 日（水）に発送する。

(イ) 通知方法

- ・郵送

カ 参加要件等の確認結果に関する説明請求

参加要件等を有しないと認められた応募者は、当該応募者が参加要件等を有しない者とした理由について、次の(ア)から(ウ)のとおり書面により本市に説明を求めることができる。

本市は、説明を求められた場合は、次の(エ)のとおり書面により回答する。

(ア) 請求期限

- ・参加要件等を有しない旨の通知を受けた日から 7 日以内

(イ) 請求方法

- ・任意様式の書面（PDF ファイル形式）をメール添付し、合わせて同一内容の書面を郵送することとする。

(ウ) 提出先

- ・「第 8 の 6」の事務局

(エ) 回答方法

- ・回答書をメール添付し、合わせて同一内容の書面を郵送する。

キ 事業者提案（提案書）の提出・プレゼンテーションの実施等

参加要件等の確認を受けた応募者は、様式集に従い、次の(ア)から(ウ)のとおり本事業に関する提案内容を記載した提出書類（以下「提案書」という。）を提出すること。

(7) 提出期間

- ・令和8年1月13日（火）午前8時30分から令和8年1月19日（月）午後5時15分まで（必着）

(イ) 提出方法

- ・持参

(ウ) 提出先

- ・「第8の6」の事務局

(エ) 提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング

- ・提案の審査に当たって、提案内容の確認のためにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、令和8年2月中旬の実施を予定している。日時、場所、ヒアリング内容は、事前に代表企業に通知する。

(オ) 優先交渉権者の選定・公表

優先交渉権者の選定に当たり、学識経験者等で構成される選定委員会において、応募者からの提案内容を総合的に評価し、最も優れている提案を最優秀提案とする。

本市は、選定委員会の評価結果を踏まえ優先交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

(2) 上限価格

本事業の上限価格は次のとおりとする。

- ・上限価格：3,100,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する留意事項

(1) 公正性の確保

次に掲げる事項に該当する応募者は、失格とする。

- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・本実施要領等にした条件に違反した場合
- ・参考見積書の金額が「第5の2の（2）上限価格」を超える場合
- ・評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・本事業への応募に当たって、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行った場合
- ・本事業への応募に当たって、応募者は競争を制限する目的で他の応募者と提案価格、提案内容等について相談を行った場合
- ・優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案価格、提案内容等を意図的に開示した場合
- ・本市により参加要件等の確認を受けた者であっても、確認の後、参加要件等を失った場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 提案書類の作成

提案書類を作成するに当たっては、様式集に示すとおりとする。

(4) 公募の成立

本事業の公募は、応募者が1者の場合でも成立するものとする。

本市は、応募者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、公正に公募を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該応募者を本事業の公募に参加させない、又は公募の執行を延期、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

(5) 応募の辞退

参加要件等を有する旨の通知を受けた応募者が、参加を辞退する場合は、提案書等の提出期限までに、「様式 3-3 参加辞退届」を事務局まで提出すること。

(6) 提案書等の取扱い

ア 著作権

提案書等の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、本市は、本事業の公募時及び本市が必要と判断した場合には、優先交渉権者の提案書等の一部又は全部を無償で利用できることとする。また、優先交渉権者以外の応募者の提案書等については、応募者の承諾なく本事業の選定結果の公表以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた提案書等は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、事業者が負うこととする。

(7) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

第6 審査及び事業者の選定に関する事項

1 選定委員会の設置

提案内容の審査に当たり、透明性及び公平性を確保することを目的として、学識経験者等で構成される「呉市陸上競技場整備事業者選定委員会」を設置する。

選定委員会は、次の8名の委員で構成する。

区分	氏名	所属等
委員長	成松 洋明	呉市文化スポーツ部参事
副委員長	東川 安雄	広島文化学園大学人間健康工学部スポーツ健康福祉学科教授
委員	田中 貴宏	広島大学大学院先進理工系科学研究科教授
委員	福島 仁美	広島県建築士会呉支部
委員	野本 一広	呉市スポーツ協会理事長
委員	手納 鏡子	呉市企画部副部長
委員	矢藤 誠司	呉市財務部参事（兼）副部長
委員	堤 真人	呉市土木部副部長

（順不同，敬称略）

2 審査の方法

選定委員会では、実施要領等と合わせて公表する事業者選定基準に基づき応募者の提案を評価する。本市は選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

3 結果の公表

本市は、優先交渉権者の選定後、評価及び選定結果を公表する。

4 次点交渉権者との協議

本市は、優先交渉権者との契約に向けた協議、あるいは契約が成立しなかった場合は、審査結果の第2順位の者を次点交渉権者とし、契約に向けた協議を行うものとする。

5 公募の中止等

応募がない場合、要求水準を満たす応募者がいない場合、本事業公募に関する妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により本事業公募を公正に執行できないと認められるときは、本市は公募の延期、再公募、公募の取止め又は優先交渉権者を選定しない等の対応をとる場合がある。

第7 契約に関する事項

1 契約締結

(1) 仮契約の締結

本市と優先交渉権者は、実施要領等及び提案書等に基づき、本事業についての仮契約を締結する。仮契約の締結は令和8年2月を予定している。

(2) 契約の締結

本市は、令和8年3月議会に本事業の契約に関する議案を提出する予定である。仮契約は、呉市議会の議決を経て、本契約として成立する。

優先交渉権者の決定の日の翌日から契約締結までの間、優先交渉権者が仮契約を締結しない場合には、次点交渉権者と契約交渉を行い、合意に達した場合、仮契約締結の手続を行う。

(3) 契約を締結しない場合

ア 優先交渉権者決定の日の翌日から仮契約締結の日までの間、優先交渉権者の構成員が参加要件等を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と仮契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成員が参加要件等を欠くに至った場合で、当該優先交渉権者が、参加要件等を欠いた構成員に代わって、参加要件等を有する構成員を補充し、本市が参加要件等の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業実施に支障を来たさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と仮契約を締結する。

なお、この場合の補充する構成員の参加要件等確認基準日は、当初の構成員が参加要件等を欠いた日とする。

イ 仮契約締結の日の翌日から本契約成立までの間、優先交渉権者の構成員が参加要件等を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と仮契約又は契約の解除をする場合がある。この場合において、本市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ウ 次点交渉権者の場合は、優先交渉権者の場合に準じることとする。

2 契約に係る費用の負担

事業契約書の作成に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代等、事業契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

3 契約保証金

事業者（契約締結後の優先交渉権者）は契約保証金を納付すること。詳細については事業契約書（案）による。

第8 その他の留意事項

1 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意を持って協議をするものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、契約等に定める具体的措置によることとする。

また、契約等に関する紛争については、広島地方裁判所呉支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市は、事業者が事業契約書で定めるところにより、事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、又はその懸念が生じた場合には、事業者に対して改善を図ることを求めることとし、改善が認められない場合は、契約の解除を行うことができる。

上記により本市が契約を解除した場合、本市は事業者に対して、本市が被った損害の賠償を請求することができる。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と合理的に判断される場合、事業者は契約を解除することができる。

上記により事業者が契約を解除した場合、事業者は本市に対して、事業者が被った損害の賠償を請求することができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力により事業の継続が困難となった場合には、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。当該協議の結果、契約を解除することとなった場合の詳細は、事業契約書に定める。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、必要に応じて本市のホームページにて公表する。

4 提案に伴う費用負担

提案書の作成プレゼンテーションへの出席等、本応募に必要な費用については、全て応募者の負担とする。

5 提示資料の取扱い

本公募において本市が提示する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

6 事務局

呉市文化スポーツ部 スポーツ振興課

住 所：〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号本庁舎8階

電 話：0823-25-5719

E-mail: sports@city.kure.lg.jp

U R L: <https://www.city.kure.lg.jp/>